

秦野市指定暑熱避難施設の募集に関する要領

(令和6年6月10日施行)

(趣旨)

- 1 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条に基づき、暑さをしのぐ避難場所として、指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定に同意をする民間施設の募集をするため、必要な事項を定める。

(対象)

- 2 市内に住所を有する事業所、店舗及び販売所とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは対象外とする。
 - (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
 - (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治活動、思想活動若しくは宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあるとき。
 - (4) その他クーリングシェルターとして適当でないと認められるとき。

(指定の要件)

- 3 クーリングシェルターは次の要件を満たすものとする。
 - (1) 適当な冷房設備を有すること。
 - (2) 熱中症特別警戒情報が発表されたときは、公表している日時において必ず開放すること。
 - (3) 受入可能人数に応じて、1人当たりの空間を適切に確保すること。
 - (4) 施設管理者の同意のもと、必要事項を定めた協定を締結すること。
 - (5) クーリングシェルター・マークの掲示を行うこと。

(指定の期間)

- 4 指定の期間は、協定で定めた有効期間満了の2か月前までに協定の更新をしない旨の申出がなかった場合、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(申込方法)

- 5 クーリングシェルターとして指定を受けようとする者は、秦野市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申込書（別記様式）により申込しなければならない。

(指定の取消し)

6 クーリングシェルター指定施設（以下「指定施設」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 指定施設が廃止されたとき。
- (2) 指定施設が第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 指定施設が第3項各号の要件を満たさなくなったとき。
- (4) 指定施設から指定の解除の申出があったとき。
- (5) その他指定施設として適当でないと認められるとき。

(一覧の公表)

7 指定施設が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公表するものとする。

- (1) クーリングシェルターとして指定したとき。
- (2) 前項の規定により指定を取り消したとき。

(損害賠償)

8 クーリングシェルターの指定により生じた第三者からの損害賠償その他一切の責任は、指定施設が負うものとし、本市は、いかなる場合においても、その責めを負わない。

附 則

この要領は、令和6年6月10日から施行する。